

# 不二速報



発行日 2007年 2月13日

第8号 (法人化後採用非常勤職員雇用継続・学長申し入れ、1/1昇給のしくみ解説号)

## 法人化後採用非常勤職員の雇用継続について 学長に直接申し入れを行いました！

非常勤職員雇用継続緊急署名は、659名分集まりました。

これは全教職員の51.6%です。

ご協力、本当にありがとうございました！！

2月5日に学長に面会を求め、直接署名を手渡し、再度、職場の実態と本人の意思を反映した形での雇用継続を申し入れました。

現在の職場の実態として、正規職員と非常勤職員が協力しながらろうじて支えていること、また、非常勤職員の職務内容が正規職員の仕事を引き継いだものであったり、本来正規職員が行うような仕事をしている状況であることを伝えました。

また、静岡大学教職員組合と歴代過半数代表者は、現場の実態（雇用継続の要請）と非常勤職員の希望（継続意志）を反映した形で、非常勤職員の雇用継続を可能とすることを求める署名活動を行い、過半数を超える署名を集めました。

今回の過半数署名、および過半数代表の意見や大学の社会的責任の重さを十分考えた上で、これまでの大学側の考えを改め、慎重な判断を下すようお願いしました。

以下、学長とのやり取りです。

(学長) 苦勞して集められたと思う。しかし、3月で退任する執行部では来年度に関わる内容のものについては一切判断できない。次期執行部に引継ぐことを考えている。

(組合) 学長がかわる中で判断できないということになるのか？

(学長) 法人化後は学長がかわると継続性が保たれるとは限らない。

(組合) 一定の空白期間をおけば再雇用は可能ということのようなので、一日ないし一週間、最長でも一ヶ月以内に再び採用していただきたい。

(学長) 人件費の問題が一番大きい。

(組合) 三年前の採用時の単価に戻ってもいいから再雇用して欲しいと言っている人もおり、金額だけのことなら何ら問題はないはずである。

(組合) 学長が替わる都度、年度末の大事な時期に「執行部として判断できない」という空白部分が出来ることは問題である。



静岡大学教職員組合

静岡：  
〒422-8529  
静岡市駿河区大谷 836

TEL/FAX:  
054(236)0173 (直)  
054(237)1111 (代)  
2790 (内線)

E-mail  
[suu@jade.dti.ne.jp](mailto:suu@jade.dti.ne.jp)

浜松：  
〒432-8561  
浜松市城北三丁目 5-1

TEL/FAX:  
053(475)9035 (直)  
3910 (内線)

E-mail  
[suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp](mailto:suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp)

目次：

法人化後採用非常勤職員雇用継続について申し入れ	1~2
1月1日付昇給のしくみ	3
組合からのお知らせ	4

（学長）次期学長に伝えることは可能である。4月まで待てない内容だと思うので、是非、文書にして申し入れをしてほしい。私から次期執行部に4月になる前に組合と話し合いを持つことを提案する。

組合では、大至急現学長及び次期学長に対して、以下の申し入れを行いました。

2007年 2月 7日

静岡大学現学長 天岸 祥光 殿  
静岡大学次期学長 興 直孝 殿

### 非常勤職員の雇用継続を求める申し入れ

静岡大学教職員組合  
執行委員長 梅澤 収

いま静岡大学では、国立大学法人化後に採用された非常勤職員が、雇用期間3年で一律に「雇い止め」されようとしています。しかし、このような機械的かつ画一的な対応は、正規職員と非常勤職員が協力しながらろうじて支えている現在の現場実態をふまえたものとは言えません。また、非常勤職員の職務内容は、正規職員の仕事を引き継いだものであったり、本来正規職員が行うような仕事をしているのが現実です。非常勤職員は熟練の必要がない仕事を行っているという大学側の説明には納得できません。

3年ごとに非常勤職員の新規採用を繰り返すことは、多忙の中でそのための過大な労力を新たに要し、大学としての業務運営上、むしろ損失となります。また、パート労働者の待遇改善が厚労省で具体的に検討されている時にあって、働く環境としての静岡大学の評判を落とし、社会的責任も問われています。

私たち静岡大学教職員組合と歴代過半数代表者は、現場の実態（雇用継続の要請）と非常勤職員の希望（継続意志）を反映した形で、非常勤職員の雇用継続を可能とすることを求める署名活動を行い、過半数を超える署名を集めました。

今回の過半数署名、および過半数代表の意見や大学の社会的責任の重さを十分考えた上で、これまでの大学側の考えを改め、慎重な判断を下すようお願い致します。

つきましては、以下の点で具体的な検討をお願いしたい。

### 記

1. 非常勤職員に対し、雇用期間3年での機械的かつ画一的な一律「雇い止め」を行わない。「現場の実態（雇用継続の要請）と非常勤職員の希望（継続意志）」があった場合には再雇用を認める。
2. 雇用にあたっては一定の空白期間が必要というのであれば、一日ないし一週間、最長でも一ヶ月以内とする。

## 1月昇給？ ご存知ですか？！ 1／1付昇給制度のしくみ

ご自身の2006年12月と、2007年1月の給与明細をお確かめください。

昇給はありましたか？

今回の昇給は、下の表のような昇格区分となっています。本来ですと、(昨年度までの1号給が4分割されているので)、「良好」で、4号給昇給のはずですが、新しい昇給制度完成までの4年間の昇給抑制期間は3号給、特に今年度は、4月から1月までの9か月分ということで、割り落とされ、2号給しか昇給しません。

また、55歳以上の方については、「良好」でも「良好でない」でも昇給なしということになります。特定教職員（教育職（一）5級以上、一般職7級以上）の場合は、「良好」でも1号給しか昇給しません。2011年1月には、一般教職員も5段階の昇格区分になることが示されていて、いつ5段階へ移行するのかは、まだ示されていません。今回の就業規則の改定で示される可能性もあります。

もともと、現在の級号にあたる本来の給与は、2006年4月から引き下げられていて、給与自体は、2006年3月の給与を保障する額となっています。その額を超えるまでは、実質の昇給にはなりません。かなりの方が、なかなか2006年3月の給与を超えないのではないのでしょうか。

但し、これは人事院勧告による国家公務員の基準に準ずるもので、私たちの給与は本来、団体交渉や、労使協議を通じて、決定されていくもので、評価の基準や運用を明確にした昇給制度を確立していくべきです。組合では、今回の昇給についての基準を示すよう、大学に要望していましたが、現在まで示されていません。(2006年度の実業規則改正時は、今までのものを踏襲することになるとの返答でした。)

また、昇格も1月によりやく発令されましたが、昇格基準も示されていません。

### 2007年1月における昇給区分

<一般教職員>

昇給区分	特に良好 15%	良好	良好でない
55歳未満	5	2	1または0
55歳以上	2	0	0

<特定教職員> ・・教育職（一）5級、一般職（一）7級以上

昇給区分	極めて良好 10%	特に良好 30%	良好	やや良好でない	良好でない
55歳未満	5	3	1	0	0
55歳以上	2	1	0	0	0

### 2011年1月完成時における昇給区分

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
一般教職員	8	6	4	2	0
特定教職員	8	6	3	2	0
55歳以上	4	3	2	1	0



静岡大学教職員組合公式HPも  
ご覧ください。(随時更新中)

<http://www.jade.dti.ne.jp/~suu/>

**働きやすい職場を  
実現したいと思いませんか？**

組合員のための組合

あなたも組合に加入しましょう！

**ともに、静岡大学を明るく、  
働きやすい職場に  
していきましょう！**

ポスターとパンフレットがあります。  
必要な方は書記局までお申し出下さい。

☆ 第2回代表委員会  
2月20日 12:30～  
理学部事務棟3階中会議室  
総合研究棟10階会議室  
委員の皆さま、  
よろしくお願ひいたします。

☆・過半数代表が選出されました・☆

静岡事業場 梅澤収執行委員長  
浜松事業場 中井孝芳工学部支部長

現在の就業規則に関して不都合なこと、意見など、お寄せください。  
過半数代表者を通じて、意見を述べてもらうとともに、組合としても要求しましょう。

☆・就業規則・今回はどんな改定を提案？・☆

一般教職員への5段階昇格区分の導入、新教員制度(助教・助手など)、管理職手当の定額化、地域給1%の加算、などを提案する予定との情報を得ました。

ただし次期の役員と引継ぎができていない状態で、いつ過半数代表に提示できるか、未だ解らないとのことでした。(2月5日学長との面会で)

☆・次期組合役員選挙が公示されました・☆

- ・執行委員長 1名、副執行委員長 1名、書記長 1名  
執行委員 7名、会計監査委員 2名
- ・立候補届出期間 1月29日～2月20日
- ・立候補者の発表 2月23日
- ・投票期間 3月7日～3月16日 12:00
- ・開票 3月16日 12:30

詳細は各支部選挙管理委員または書記局まで、お気軽にお問い合わせください。

☆・退職・異動される方はお知らせください・☆

本年度末で退職される方、他大学へ異動される方はお知らせください。教職員共済にご加入いただいている場合は、その手続もあります。

☆・非常勤職員のみなさまへ・☆

- ・「雇用を継続しない」などと言われていませんか？
- ・時間を減らすなど、労働条件を切り下げるような提示はありませんか？

もしそのようなことがありましたら、ひとりで悩まずに、組合へぜひご相談ください。

